

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和3年第6回臨時会

1 案件名

議案第90号 佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

2 概要

職員及び任期付職員の令和3年12月以降に支給する期末手当の支給割合を改める。

3 理由、趣旨、目的等

人事院勧告等に伴い期末手当の支給割合を改定する。

第1条 職員の令和3年12月期の期末手当支給割合の引下げ

一般職員 12月期 1.275月 → 1.125月 (△0.15月)

内再任用職員 12月期 0.725月 → 0.625月 (△0.10月)

特定幹部職員 12月期 1.075月 → 0.925月 (△0.15月)

内再任用職員 12月期 0.625月 → 0.525月 (△0.10月)

第2条 職員の本改定により引き下げられる期末手当支給割合の令和4年度以降における6月期及び12月期への分割(再任用職員を除く)

一般職員 6月期、12月期とも 1.2月(再任用職員は0.675月)

(令和3年6月期の支給実績に比し△0.075月(再任用職員は△0.05月))

(第1条による改正後の令和3年12月期の支給割合に比し+0.075月(再任用職員は+0.05月))

特定幹部職員 6月期、12月期とも 1.0月(再任用職員は0.575月)

(令和3年6月期の支給実績に比し△0.075月(再任用職員は△0.05月))

(第1条による改正後の令和3年12月期の支給割合に比し+0.075月(再任用職員は+0.05月))

第3条 特定任期付職員の令和3年12月期の期末手当支給割合の引下げ

12月期 1.675月 → 1.575月 (△0.10月)

第4条 特定任期付職員の本改定により引き下げられる期末手当支給割合の令和4年度以降における6月期及び12月期への分割

6月期、12月期とも 1.625月

(令和3年6月期の支給実績に比し△0.05月、第1条による改正後の令和3年12月期の支給割合に比し+0.05月)

4 その他の事項

施行日：第1条及び第3条 公布の日

第2条及び第4条 令和4年4月1日